

平成 27 年 8 月 11 日

大河原町議会議長 秋 山 昇 殿

大河原町議会議員政治倫理調査会  
会 長 枡 和 也

大河原町議会議員政治倫理調査会の審査結果について（報告）

平成 27 年 6 月 18 日付けで審査請求のあったこのことについて、大河原町政治倫理条例第 10 条第 1 項の規定により報告します。

記

1. 審査結果報告書 別紙のとおり

# 審査結果報告書

## 1. 大河原町議会議員政治倫理調査会(以下「審査会」という)の設置

平成27年6月18日付けで議員2名から大河原町議会政治倫理条例(以下「条例」という。)第7条の規定に基づく審査請求が提出された。

議長は7月6日に条例第8条第1項の規定に基づき審査会を設置し、7月13日条例第8条第3項の規定により、議会運営委員会の指名を受けて5名の委員を任命した。

同日7月13日直ちに第1回目の審査会を開催し、その後4回、計5回の審査会を開催し、審査を付託された事件について条例第4条に規定する「議会並びに議員の品位及び名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのあるその他の行為をしないこと。」の倫理基準に違反する行為が存在したか否かについて、公正かつ慎重に審査を行った。

審査会委員 会長 枘 和也 副会長 佐藤 巖  
委員 万波孝子 高橋芳男 大沼忠弘

## 2. 審査請求者 佐藤貴久議員 丸山勝利議員

## 3. 被請求議員 岡崎 隆議員

## 4. 審査請求(疑義)の内容

平成27年1月16日に入札が行われた会場において、既に数社の入札関係者が臨席していたにも関わらず、被請求議員が入札開始の10分前まで在室していたとの告発があった。当該行為は、入札における議員の影響力の行使を想起させ得るものであり、議員の倫理性に疑問を抱かざるを得ない。このことが事実ならば、大河原町議会政治倫理条例第4条の倫理基準に抵触すると判断せざるを得ないもの。

## 5. 審査の経過

### 第1回 平成27年7月13日(月)

本審査会の正副会長を互選後、審査請求の適否について確認し、今後の進め方等について協議、確認した。

- ・倫理基準に違反する行為が存在した否かについての審査。
- ・委員間に守秘義務が課されていることに鑑み、会議については非公開で行うことで確認。

### 第2回 平成27年7月22日(水)

請求内容、政治倫理条例に基づく進め方等についての再確認と共通理解

- ・被請求議員及び請求議員(代表)から、事実関係及び請求の真意等についての事情聴取(9条第2項)を次回行うことで確認。

### 第3回 平成27年7月27日(月)

#### (1)政治倫理条例第9条第2項、3項に基づく事情聴取について

審査請求者代表(佐藤貴久議員)、被請求議員(岡崎隆議員)それぞれから、請求にいたった経緯や事実関係等について、意見の聴取を行った。

『疑惑を持たれるおそれのある行為が存在したのか。』

- ・入札会場に在室していたのか。
- ・数社が臨席していたのか。
- ・影響力の行使が存在したのか。

#### (2)第8条第3項なお書きによる学識経験者の意見について

学識経験者等の意見は求めないことで確認。いたか、いないかの判断であり、専門的(法律的)解釈での意見を求める必要性はない。

#### (3)公平性の確保について→公平公正な審査は大前提であることを再確認。

#### (4)関係者として入札執行者(副町長)から、入札当日の状況、事実関係等についての説明及び意見を次回求める(第9条第4項)。

### 第4回 平成27年8月3日(月)

#### (1)政治倫理条例第9条第4項に基づく関係者の意見聴取について

関係者として大野千富副町長から、当時の状況等について意見の聴取を行った。

- ・入札について適正に執行されていた。

### 第5回 平成27年8月11日(火)

最終報告の内容検討と確認を行い、委員総意のもとで次のとおり決定。

## 6. 審査結果

(1)請求内容等の事実については、既に半年以上が経過しており、関係者も含め記憶によるところが大きく、別件で副町長と出入口付近での対応があったこと以外は、調査会としての特定は難しいものである。

(2)被請求議員の行為には、町民の信託を受けた全体の奉仕者としての社会規範への配慮が欠けていたところがあったと判断する。

(3)入札業務そのものについては、適正に執行されていたことが確認される。

#### ※付帯事項(必要と認める措置等)

審査結果の措置については、第11条第1項に基づき議長が議会に諮って決定するものであるが、被請求議員の行った行為に倫理基準に違反するような疑いが持たれたことについては、真摯に受け止め、今後疑われることの無いよう、議長による「注意」を求めるものとする。

議会議員は町民の代表者として、より高い倫理基準と公平性が課せられている。政治倫理条例を規範として、我々は今後も倫理のより一層の向上に努め、町民の付託に応じていくためにも、より慎重な行動が望まれるものである。